

2016年10月17日

愛知県知事
大村 秀章 様

くらし、教育、平和をまもる清潔な革新県政をつくる会
(革新県政の会)
代表 樽松 佐一

2017年度愛知県予算への重点要望書

県民のための日頃からの活動に敬意を表します。

さて、本会では、県民生活を守る立場から、来年度予算についての要望をまとめましたので提出いたします。真摯な検討をお願いいたします。

昨年9月の戦争法（安保法制）が強行され、今年7月には参院選が行われ、国政をめぐる激動が続いています。安倍政権は一段と暴走の度を強めています。平和・くらしを守る県政、憲法9条・立憲主義・基本的人権を守る県政が今ほど求められているときはありません。

本会は、昨年11月に行った今年度予算要望書提出にあたって、戦争法成立下、自衛隊小牧基地などを抱える本県の危険性について指摘してきたところですが、南スーダンへの自衛隊のPKO派遣は、日本の青年が「殺し、殺される」危険をはらむものになっています。

「アベノミクス」は、一部の大企業、富裕層を潤しても、「8月の家計消費前年比4.6%大幅減」などの事態に見られるように、ほとんどの国民に、くらしを守るための懸命の努力をさせているのが実情です。医療・介護・生活保護などの改悪が狙われ、「残業代ゼロ法案」成立への動きも急です。

私たちは、このような時、愛知県政に必要なのは、何よりも、国の悪政から県民を守る防波堤になることだと考えます。リニア新幹線建設を起爆剤にした開発の推進や、「リニア・ジェット・燃料電池車」の掛け声で行われる大企業本位の諸施策の推進ではなく、中小企業が大きな力を発揮し、地域循環型経済を強める、再生可能エネルギー利用の拡大・省エネルギーの地域づくりなどを進めるべきです。また、福祉や介護、医療などで県民のくらしを応援し、安心して暮らせる愛知を目指すべきです。2026年アジア大会の愛知県・名古屋市開催が決まりましたが、文字通り、スポーツ交流と、国際平和・友好・親善の場にするべきです。経済効果まずありきではなく、無駄遣いを排した運営、施設整備を行うべきです。

これらの点について、以下203項目の重点要望としました。切実な県民要望として実現に力を注いでいただくことを切に要望するものです。

1、県民のいのちと暮らし、福祉、医療を守るために全力を

(1) 消費税10%への引き上げに反対し、県民の暮らしを守ること

- ① 消費税の10%引き上げに反対するとともに、水道料金や公共料金への市町村や県民への転嫁を行わないこと。
- ② 大企業の実効法人税引き下げに反対し、中小企業の経営を圧迫する法人事業税外形標準課税の拡大に反対すること。

(2) 子育て支援

- ① 「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、愛知県が独自に行う子どもの貧困率調査にもとづき、子どもの貧困をなくす対策をたてること。
- ② 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援すること。
- ③ 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯とすること。
- ④ 福祉医療制度の見直し縮小はやめ、子どもの医療費無料制度を、通院・入院とも高校卒業までの拡大をめざし、すぐに通院も中学卒業までに充実すること。
- ⑤ 愛知県として、児童福祉法24条第1項の「保育を受ける権利」をどのように保障するのか、具体的な内容を明らかにするとともに、各自治体に対しても指導すること。
- ⑥ 「子ども・子育て支援新制度」による「地域型保育」などの施設に通う子どもたちも、保育環境や保育条件に格差が生じることのないよう、指導や補助を行うこと。安易な公立保育所の民間移譲や指定管理者制度による民営化などを行わないよう各市町村に対し指導すること。
- ⑦ 2013年度から縮小した第三子保育料無料化事業を元に戻すこと。
- ⑧ 小中学校の給食費を無償にすること。当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行い、未納者が生じないようにすること。
- ⑨ 愛知県は、保育士不足の対策として、朝夕の保育士配置基準の緩和を条例化したが、これまで通り、免許保持者の複数配置とすること。同様に、小学校教諭、幼稚園教諭なども保育士と見なす緩和を行ったが、保育の水準が維持されるのか危惧されている。保育士配置基準はこれまでの基準を継続し、保育士有資格者とすること。
- ⑩ 放課後の子どもの居場所として、学童保育の充実を支援すること。

(3) 安心できる介護保障

- ① 高い保険料を押さえ、安心して利用できる介護保険に改善するため、公費負担割合を60%に引き上げるよう国に働きかけること。低所得者に対する介護保険料と利用料の減免制度を創設すること。
- ② 行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームや小規模多機能施設を大幅に増やすこと。要支援者の通所・訪問介護サービスの市町村への移行にあたっては、必要な専門サービスの打ち切りとならないようにすること。また、現行サービスを維持した上で、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持し、県としても支援すること。
- ③ 「地域包括ケアシステム」の構築に当たっては、「包括支援センター」は民間事業者への安易な丸投げを行うのではなく、自治体ごとに1カ所は市町村直営とするなど、誰もが気軽に医

療・介護の相談ができる公的窓口を数多く設置するよう支援すること。

(4) 国民健康保険・高齢者医療の改善

- ① 国民健康保険制度の都道府県への移譲にあたっては、さらに市町村国保に対する国庫負担の増額を国に求めること。市町村国保への県の補助金を復活し、市町村と協力して高い国保税(料)を引き下げること。
- ② 後期高齢者医療制度の保険料特例措置の継続を国に強く要望すること。後期高齢者医療制度への県としての独自補助を行い、広域連合と協力して保険料を軽減すること。
- ③ すべての被保険者に正規の保険証が交付できるよう、国民健康保険・後期高齢者医療とも資格証明書発行の中止を、国と市町村に働きかけること。

(5) 障害者・児施策の拡充

- ① 障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設を拡充すること。
(ア) 重度の知的障害や行動障害、一人暮らしの困難な重度の身体障害に対応できる「暮らしの場」を整備すること。
(イ) 障害高齢者に対応し、かつ「終の棲家」となりうる「暮らしの場」を整備すること。
- ② 障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にすること。
- ③ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにすること。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスを打ち切らないこと。
- ④ 通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めること。
- ⑤ タクシー利用料補助制度を県制度として設けること。
- ⑥ 軽度・中軽度で身体障害者手帳が交付されない視覚障害児について、補聴器購入の助成を行うこと。
- ⑦ 障害者が複数で生活するホームの夜間職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、それが可能な報酬単価に改善するよう、国に要望し、自治体でも補助をすること。
- ⑧ 障害者差別禁止条例の厳格な運用のための体制整備をはかること。
- ⑨ 障害者の権利を尊重する広報・教育を拡充し、交流を応援すること。

(6) 生活保護など貧困者への支援

憲法25条と生活保護法に基づき、生活保護申請を認めないなどの妨害をすることのないようにすること。国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を検討し市町村を援助すること。連動する諸施策も、基準引き下げが起こらないよう市町村を援助すること。

(7) 県営住宅の改修・改善を大至急行い、空き部屋を解消すること

- ① 県営住宅の立替計画や長寿命化改善計画は、外部有識者公開ヒアリングにおいても不評であり、入居者の期待も裏切っている老朽化している県営住宅を早急に建替えること。
- ② 長寿計画を進めるうえでも計画修繕(大規模修繕)は重要である。計画修繕を復活すること。

- ③ 県営住宅の共用部分で、管理者がおこなう修繕事項を明確にすること。特に、玄関ドアや手すりなど塗装の剥離など、原因が入居者の責めではなく老朽化による場合は、管理者の責任で改修すること。
- ④ 10数年前に比べて県営住宅の維持修繕費は大幅に減っている。維持修繕費を倍増し、ベランダ塗装改修を直ちに行うこと。
- ⑤ 県営住宅に入りたい人が、入れなくて困っている。空き家修繕を早急に行って、募集件数を大幅に増やすこと。
- ⑥ 県営住宅の耐震状況と地震対策を明らかにし、県営住宅居住者に周知すること。

(8) 地域医療の充実

- ① 医療・介護総合法にもとづく「地域医療ビジョン」を踏まえての「地域医療保健計画」策定にあたっては、安易な病床機能の転換や病床削減を行わず、先ず必要病床不足医療圏の解消に努め、県民医療充実の立場で具体化し推進すること。
- ② 「医師不足」解消のために、医学生への奨学金の拡充、研修制度の支援、生涯研修制度、女性医師への出産・育児等の援助策、勤務医の労働条件の改善などを盛り込んだ対策を総合的に具体化し、必要な財政措置を講じること。
- ③ 県立病院は、維持し充実すること。とくに精神医療や障害児・者医療、小児医療やへき地医療などの分野に責任をもって対応すること。
- ④ 12保健所と9分室に再編・縮小された保健所を検証し、必要な見直し拡充を行うこと。保健師など職員の増員によって保健所機能を充実し、保健センター・福祉事務所・地域包括支援センター・医療機関・介護施設などと協力して、町内会・学区単位での「地域包括ケア（健康なまちづくり）」のネットワークづくりに取り組むこと。
- ⑤ 看護師養成所運営費補助金を補助基準通り支給するとともに、補助基準の増額をすること

2、中小企業の元気が、元気な愛知をつくる

(1) 内発型・循環型の地域振興策に転換を

- ① 「特区」などで大企業を呼び込めば、そのおこぼれで地域が栄えるというやり方と決別し、自然エネルギーを含む地域資源と—中小企業の力を生かして、地域内で、産業、雇用、消費が相互促進的に増えていく、内発型・循環型の地域振興策に転換し、地域経済・産業の自立化を図ること。
- ② 農林漁業・商工業・観光・金融機関・大学など研究教育機関・支援機関・行政などが参加した推進体制を確立し、地域の知恵を集めて、産業育成、人材養成、地域のイメージアップに向けた地域構想と、その実行策を提言するとともに、フォローアップ機能を発揮させること。
- ③ 人口が減っても生活の質を維持向上させられるよう、リニアなど巨大開発頼みの開発手法から、生活基盤・環境・防災重視の地域密着型公共事業に転換すること。
- ④ 人口減少に即して建物規模の縮小と、空き家活用、市街地の計画的縮小とインフラの更新、自然環境と景観の再生による居住環境の快適化、小型バスやフリー乗降のコミュニティバスなどの公共交通整備、地域・住宅のバリアフリー化など、地域内再投資を促進すること。

(2) 「愛知県中小企業振興基本条例」や「あいち産業労働ビジョン(2016年～2020年)」に基づいた中小業者施策の抜本的強化を

- ① 耐震、高齢者、太陽光発電設備などの目的別ではなく、住宅をリフォームする全ての県民を対象に、リフォーム費用の1割(最高30万円/1件。1万件で総予算30億円)を補助する制度を創設すること。
- ② 中小業者の経営の継続・発展を支援するため、小・零細業者が営む店舗の改装工事への補助制度(商店版リニューアル助成制度)を創設すること。
- ③ 地域の中小業者が集まり、共同で行う取り組みに対して、グループ補助金制度を創設すること。地元業者が行う飲食店オリエンテーリングやスタンプラリー、飲食マップ等への助成制度を創設すること。また、それらの事業の後援や宣伝などに積極的に協力すること。

(3) 強権的な徴収行政を是正すること

- ① 法的権限のない『愛知県地方税滞納整理機構』は今すぐ解散させること。
- ② 市町村が、親切・丁寧な納税相談を行い、納税者の状況を理解することに努め、納税者の営業や生活の継続が著しく困難になるような強権的な徴収を行わないよう県が責任をもって指導すること。
- ③ 各地で、法令違反の強権的・違法な徴収行政が後を絶ちません。県は「滞納整理マニュアル」、「執行停止マニュアル」を作成・公表し、全自治体にもマニュアル作成とそれに沿った徴収行政を行うよう指導・監督すること。
- ④ 申請型の「換価の猶予」の積極的な活用をすすめること。申請にあたって、納税者に丁寧な説明をすることはもちろん、必要最低限の書類で申請を受理し、換価の猶予を積極的に許可すること。

(4) 中小業者が利用しやすい制度融資を実現すること

- ① 愛知県制度融資を資金が必要な中小業者が利用しやすい制度へ改善を図ること。保証協会、自治体、金融機関との連携を強め、必要な指導を行うこと。
- ② ⊕「小規模企業等振興資金融資制度要綱」第10の(4)、第11の(3)及び第12の(4)を、「税金を滞納し、完納の見通しが経たない方」にあらためること。「小規模企業等振興資金融資制度の運用について」の「4(3)税の滞納の意味」から、「法的」を削除すること。
- ③ あいち産業労働ビジョンでも指摘されている「創業等支援資金」の保証料・利息を県が助成すること。(株)日本政策金融公庫が扱う「創業支援資金等」貸付への利子補給を行うこと。
- ④ 県制度融資「創業等支援資金」は、融資実行の時期など要綱を見直すこと。

3、県民がいきいき働けるルールを

- ① 安倍内閣「成長戦略」による「雇用改革<限定正社員創設、労働時間法制適用除外(残業「ゼロ」法案)、解雇の金銭解決(解雇の自由化)など>」に反対すること。
- ② 職業紹介事業は本来、国が実施すべき事業であり、国の「地方分権改革に関する提案募集」について、「すべてのハローワーク及び都道府県労働局の職業安定部(ハローワーク業務の統括部門)の事務を都道府県に移譲する」という申請を取り消すこと。

- ③ 公契約条例制定後の実態を調査・検証した上で、報酬下限額を設定するなどの条例改正を行うこと。
- ④ 最低賃金を時給 1000 円以上にすよう、国・愛知労働局に求めること。また、愛知県で働くすべての非正規労働者の賃金を改善し、最低賃金にはりついた時給を引き上げる努力をすること。
- ⑤ 「知ってる？働くルール！」の内容を充実するとともに発行部数を増やすこと。愛知労働局と連携し、労働相談体制を充実すること。
- ⑥ 公務公共サービスの民営化・産業化はおこなわず、県が責任をもって公共サービスを提供すること。委託している施設でも、必要な県職員の適正な配置をおこない、サービス向上に努めること。
- ⑦ 県労働委員会の労働者委員の任命は、多様な労働者の意見を反映すよう、公正な任命をおこなうこと。
- ⑧ ILO結社の自由委員会の報告・勧告をふまえた労働基本権の確立を柱とする民主的な公務員制度の確立を国に働きかけること。
- ⑨ 中小企業に働く労働者の賃上げが可能となるような支援策を県として具体化するとともに、国に対して要請すること。たとえば、社会保険料負担の軽減を図るため、国・県で一定割合を助成できるようにすること。

4、青年が希望を持って働き、学べる愛知に

- ① 「正社員が当たり前」の社会に向けて、県はその先頭に立つこと。「ブラック企業規制条例」を制定し、「ブラック企業」の実態を県として調査・把握し、指導を行うこと。また、「ブラック企業」で働く青年の相談窓口を開設すること。
- ② 県内の大学・専門学校・高校などと連携して、社員一人ひとりを大切にする「ホワイト企業」の認定・公表を行うこと。
- ③ 若者の就労支援の取り組みを強めること。県として学生の就職支援の相談窓口を拡充するとともに、各市町村に青年・学生を対象とした就職（就労）支援の相談窓口を開設すること。
- ④ 県内の中小企業に就職する若者の奨学金利子返済補助制度の創設など、奨学金返済についての補助制度を設けること。また、県独自の給付制奨学金制度を新設すること。
- ⑤ 県立大学に、家庭の年収が 400 万円以下の学生の入学金・授業料の免除、もしくは減免制度を設けること。
- ⑥ 職をなくした、もしくは職に就けない若者などに対し、家賃補助制度を創設すること。
- ⑦ 若者のサークル活動や文化活動を促進するため、その活動を保障する公共施設（青年の家や各種スポーツ施設など）の拡充を進めること。また、それらの職員体制の充実を図ること。

5、どの子も生き生き学ぶことができる教育・学校づくりを

(1) お金の心配なく学べるよう、学校教育にかかる保護者負担の軽減を

- ① 小中学校での教育活動に不可欠な給食費、教材費など学校納付金を無償にすること。
- ② 高等学校では県独自の無償化制度を導入すること。当面年収 500 万円以下の家庭の子どもについて、教育活動に不可欠な教材費、生徒会費など学校納付金を無償にすること。また、国へ「高校無償化」復活を申し入れること。

- ③ 定時制・通信制に通う子どもたちの就学を保障するため、支援制度を充実すること。
- ④ 教室の空調設備等教育環境の整備については、保護者負担を求めることなく県の責任で行うこと。
- ⑤ 私学助成を増額し、保護者負担を軽減すること。
- ⑥ 就学前保育・教育について、無償化制度導入をすすめること。

(2) 教育予算を大幅に増やし、ゆきとどいた教育の実現を

- ① 学校からいじめを無くし、子どもたちに豊かな学力を保障するため、小学校・中学校・高等学校の30人以下学級を早期に実現すること。あわせて全ての学校に正規教職員を増やすこと。スクールソーシャルワーカーは有資格者とし、全校をカバーできる配置にすること。
- ② 学校から体罰を根絶し、子どもの権利条約にもとづいた教育を実現すること。
- ③ 遠距離通学となる統廃合は行わず、小規模校・地域の小中学校を守ること。
- ④ 学校給食は、子どもの健康と食の安全を守るため自校直営方式を推進すること。給食の民間委託を行わないこと。
- ⑤ 希望するすべての子どもたちが高校に進学できるよう学習支援体制を整備するとともに、募集定員を増やすこと。
- ⑥ 過大・過密解消・長時間で遠距離通学解消のため、今後も新たな障害児学校（特別支援学校）を計画的に建設すること。また、小中学校での障害児学級や障害児学校の重複学級を増やすなど障害児教育を充実すること。
- ⑦ 障害児学校（同）の空調設備を直ちに整備すること。
- ⑧ 県立学校の老朽校舎・危険校舎を、早期に改築、改修すること。
- ⑨ 教科書採択のための教科書展示会の会場を市区町村に1カ所配置し、人的配置など予算措置をすること。
- ⑩ 不登校生徒、高校中退者、無業者に対する、学び直し、及び自立支援の取り組みの充実を図ること。
- ⑪ 外国人の子ども、日本語を母語としない子どもへの教育条件の整備をすること。日本語学校などの市民の取り組みを支援すること。
- ⑫ 義務教育段階の学び直しを奨励するために、夜間中学校を県内に配置すること。

(3) 東日本大震災をふまえた学校の耐震基準の抜本的に見直しなど対策強化を

- ① 非構造部材の対策を図り、学校校舎・施設の老朽化への対策を推進すること。また、学校を避難所とする場合、県の責任において市町村と協議し、備蓄品等の必要な配備を行うこと。
- ② 避難訓練を行うこと。

(4) 主権者教育

高校における主権者教育を奨励・支援すること。十八歳選挙権実施をふまえて、高校生の政治活動の自由を認める等、基本的な人権への干渉を排し、参政権行使を保障すること

6、県民が安心して暮らせる環境にやさしい持続可能な愛知づくりを

(1) 自治体の役割をしっかりと果たし、環境と市民の健康と安心を第一に

- ① 実効ある自動車排ガス対策をとって、大気汚染の改善を進めること。
- ② PM2.5の削減のために発生源別に具体的な対策を進めること。
- ③ 年齢や地域などの制限を付けない、ぜん息医療費助成制度を設けること。
- ④ アスベストを「封じ込める」措置をした施設も、震災によって損壊し、飛散させる危険がある。措置済みの県有施設から計画的にアスベストを撤去すること。民間施設のアスベスト調査・撤去への助成を、全市町村で実施できるようにすること。

(2) 温暖化防止対策の積極的に推進を

- ① 愛知県は温室効果ガス排出量が全国第2位である。2020年度の温室効果ガス排出削減目標である90年度比15%減達成を可能にする具体的取り組みを進めること。
- ② 県有施設に太陽光、風力、小規模水力など再生可能エネルギー発電施設を設置すること。
- ③ 中部電力武豊火力発電所のリプレース計画はじめ石炭火力発電所の新設は温室効果ガス排出削減に整合せず認めないこと。

(3) 原発ゼロ、再生可能エネルギー活用で地域循環型の環境先進県を

「原発ゼロ社会を目指す愛知県宣言」を行い、以下の施策を計画的にすすめること。

- ① 国や電力会社に原発ゼロへの政策転換を働きかける
- ② 東海沖地震の震源域に立地する浜岡原子力発電所は永久に停止、廃炉として、核燃料を安全な場所へ移動させるよう中部電力に申し入れる。
- ③ 「愛知県地域エネルギー条例」を制定し、太陽光、太陽熱、風力、小水力、バイオマスなど、再生可能エネルギーの開発と普及に計画的に取り組む。
- ④ 電力自由化を契機に、県として原発に依存しない電気事業者との契約変更を積極的にすすめる。
- ⑤ 地球温暖化の原因となる石炭を燃料とする新武豊火力発電所の建設に同意しないこと。

(4) 環境と県民生活に影響を与える事業はゼロから見直しを

- ① 設楽ダムは、環境を大規模に破壊し、利水、治水の面でも不要である。設楽ダム基本計画の変更で事業費が330億円も増加見込みだが、建設予定地の地盤の脆さや活断層の可能性も指摘されている。必要な地質調査を行うとともに、ダム事業をこれ以上進めないこと。
- ② 木曾川水系連絡導水路計画は中止するよう国に働きかけること。長良川河口堰の開門調査を早期に実現するよう、県として国との合同会議の開催を行うこと。
- ③ 名古屋港浚渫土砂の中部空港沖への埋め立て計画、中部国際空港第二滑走路計画は中止すること。名古屋港の浚渫土砂は干潟の再生、貧酸素塊が発生する伊勢湾中央部深場の改善など環境保全に寄与する分野に使うこと。
- ④ 中部空港の乗客数が落ち込んでいる中で新たな空港へのアクセス道は不要である。ムダな西知多道路計画は撤回すること。
- ⑤ 産廃処分場の認可にあたっては当該市町村及び地域住民との同意を条件にし、環境保全を最優先すること。
- ⑥ 大高緑地公園のディノアドベンチャーライド建設について、住民説明会もされず工事が強行された。生態系の調査と住民への説明、計画の見直しを行うこと。

(5) 環境に影響を与える事業は計画段階から県民参加で

現行環境影響評価制度を、「構想、計画段階からの実施」「ゼロオプションをふくむ代替案の追加」「必要性に対する評価」「市民参加の充実」など、戦略的環境影響評価制度の内容を持ったものに見直し、規模が小さいなどの理由で環境影響評価の対象とならない計画でも、県が関わる事業では、大気、騒音、自然環境など影響調査を実施し、住民への説明を行うこと。

(6) 環境首都あいち（環境先進県）を目指してより積極的な施策を

- ① 関係の自治体や自然保護団体と協力して一色干潟、汐川干潟、六条潟など、三河湾の浅場・干潟を保全し、ラムサール条約登録地とするよう働きかけること。
- ② 貴重な自然環境を守るため積極的に「自然環境保全地域」を指定し保全に努めること。
- ③ 県有施設においては植栽などに極力農薬を使用しないようにすること。施設建設にあたってはできるだけ化学物質を使わない、人にやさしい建材を使用すること。
- ④ 持続可能な開発目標（SDGs）に対応した計画を策定すること。

(7) 様々な問題を抱えるリニア中央新幹線は、一旦中止を

- ① 過大な需要予測、財政投融資の名による巨額の公的資金投入、自然・生活環境への影響、エネルギー浪費など、多くの問題を抱えるリニア中央新幹線計画は、一旦中止するよう JR 東海に申し入れ、国に働きかけること。
- ② トンネル工事による地下水の枯渇、東海丘陵地湿地帯への影響、垂炭鉍掘削空洞の陥没、春日井市上水道・井戸水への影響が危惧されている。JR 東海は、坂下非常口と名城非常口からの工事発生土を、瀬戸珪砂組合採掘跡地へ処分するとしているが、工事車両のルート、騒音・渋滞について、住民に知らされないまますすめられている。県は JR 東海にたいし、住民への説明を行うように申し入れること。
- ③ 用地買収など JR 東海が行うべき仕事を行政が肩代わりしないこと。買収、立ち退きを迫られる住民に対し、丁寧な説明と対応をするよう、JR 東海と名古屋まちづくり公社に求めること。家屋調査は強制しないことなども要求すること。
- ④ リニア開業を前提にした名古屋駅周辺の大型開発推進を見直すこと。

7、食の安全、県土を守る豊かな農林漁業に

- ① TPP 協定の批准に反対するよう国や関係機関に働きかけること。県として TPP による農林漁業を始めとした県民生活への影響を明らかにすること。
- ② 米価が生産費を大きく下回る水準が続き、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれている。「経営所得安定対策」の 10 a あたり 7,500 円の交付金も平成 30 年度産米から廃止されようとしている。今こそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策が必要となっている。生産費をつぐなう農業者個別保証制度の復活を国に働きかけること。
- ③ 農村地域への産業廃棄物処理施設の設置は、地域住民の十分な理解のうえで進めること。産廃を原料にした肥料が農地に山積みになって滞留しているなどの事例について、適正に管理するよう指導すること。

- ④ 青年農業給付金（経営開始型）において、親元就農の場合の要件について、給付が受けやすくなるよう緩和を求めること。
- ⑤ 免税軽油申請の手続きについて簡素化すること。
- ⑥ 新たに成立した都市農業振興基本法に基づき、都市農業の安定的な継続と都市農業の有する機能の適切・十分な発揮のため、必要な税制措置も含め、農業者の意見も充分にくみ上げて地方計画を策定すること。
- ⑦ 小水力発電など再生可能エネルギー利用を、中山間地の地域おこしのためにも積極的に推進すること。
- ⑧ 公共施設への木材の積極的活用、薪燃料の利用促進など木材の需要拡大に努め、林業振興をはかること。
- ⑨ 中山間地などの橋梁の老朽化に対して修繕を急ぎ、長寿命化を促進すること。
- ⑩ 有害鳥獣（イノシシ、シカ等）対策を進めるために、防護柵設置や狩猟免許取得に対する助成を行うこと。山奥に実のなる木を植え、害獣が平地に入ってくることを防ぐこと。猟友会の高齢化による衰退をくい止めること。
- ⑪ 消費者、住民と農業・漁業生産者の結びつきを強め、地消地産の多面的な発展をはかること。地域の特産品づくりを支援すること。

8、地震・風水害、原発災害から県民を守るために

（1）地震・津波・高潮・豪雨などの災害から県民を守るために

- ① 第三次愛知地震対策アクションプランにかかげた2023年度までの具体目標について市町村ごとの達成状況を毎年度公表して到達状況を確認すると共に、目標達成のための市町村への支援策及び県独自の施策を具体化すること。
- ② 最近のスーパー台風や局地的豪雨災害の発生増加傾向を踏まえて、高潮浸水被害想定を見直すこと。その際、地震による堤防や護岸の被災や地盤沈下後の高潮や豪雨など複合災害の発生可能性や、浸水想定地域の地下街や福祉施設等の避難についても十分に検討すること。浸水する恐れのあるアンダーパスの安全対策を緊急点検し必要な対策を立てること。基礎自治体の枠を超えた広域的な避難計画を立て、訓練を行うこと。
- ③ 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された豊橋市、田原市、南知多町について、住民と来訪者が全員避難できるだけの津波避難施設の整備など自治体が進める防災対策への支援を強化すること。
- ④ 日本最大のゼロメートル地帯である名古屋南西部を含む尾張西部地方について、津波避難施設の整備、河川・海岸堤防の耐震強化、排水機場の耐震化、地盤の液状化対策などを当該自治体と連携して早急に進めること。
- ⑤ 津波浸水想定区域について、必要に応じて津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定を行い、津波防災地域としての対策を強化すること。津波避難ビルや津波避難タワーだけでなく、蟹江町の「希望の丘」など命山（人口の高台公園）型の津波避難施設や、静岡県吉田町の歩道橋型津波避難施設などを参考に、公園や広場として日常的に利用可能な避難施設を増やすこと。

- ⑥ 県内約1万8千か所の土砂災害危険地域について、必要な土砂災害警戒区域（2015年11月27日現在8,359カ所）及び土砂災害特別警戒区域（同7,444カ所）の指定を急ぐとともに、砂防堰堤の整備、ため池対策などを加速すること。
- ⑦ 熊本地震の被災状況も踏まえて、大規模盛土造成地分布状況、規模を把握し、宅地の耐震化など具体的な対策を促進すること。アクションプランでかかげた大規模盛土造成地の有無等の公表率の目標を50%から100%に引き上げること。
- ⑧ 亜炭鉱跡地対策を促進すること。アクションプランでは亜炭鉱跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施を国に働きかける、としているが、県として率先して必要な対策を行うこと。
- ⑨ 福祉避難所の絶対数を増やすこと。福祉避難所となる施設に対し、耐震化はもちろん、要援護者を収容できるスペースと必要な人員の確保を行政の責任ですすめること。避難方法についても、要援護者は直接、福祉避難所で受け入れる仕組みに改めること。保育・介護・福祉の施設の立地を点検し、浸水や土砂災害に備えること。拠点病院以外の医療機関でも災害用物資が備蓄できるよう支援すること。
- ⑩ 消防力の低下をもたらす消防組織の合併、消防署や出張所の統廃合を行わないこと。広域的に出動する名古屋市の消防ヘリコプターの運航について応分の費用を負担すること。
- ⑪ 石油コンビナートについて、必要な消防力を広域的に確保するとともに、護岸の側方流動化はじめとした地盤の液状化対策への対策を強化すること。
- ⑫ 県内産を利用した木造仮設住宅の開発をすすめること。民間賃貸住宅を「みなし仮設住宅」として活用するのに必要な準備をすすめること。
- ⑬ 被災者の生活再建をするために国施策とあわせて全壊住宅に対しては500万円の支援金を支給し、一部損壊や宅地の被害についても支援の対象とする県独自の被災者生活再建支援制度を創設すること。

（2）原発災害から県民を守るために

- ① 福島原発事故から真摯に教訓をくみとり、愛知県原子力防災計画を実効性のある原発事故緊急時対策に抜本的に見直すこと。
- ② すべての市町村に同様の見地で「原子力防災計画」の策定・見直しを行うよう指導すること。
- ③ 実効性のある原発事故緊急時計画がないもとの、浜岡原発、福井の原発の再稼働は断じて認めないこと。
- ④ 愛知県在住の福島原発事故の被災者は、自主的避難者も含めて、健康診断や生活支援、相談窓口の開設など、市町村とも連携しながら県としての支援を強化する。
- ⑤ 3・11の被害の実態から原発の危険性について、県の職員（教員含むすべての関係者）の研修を行い、事故を想定した各自治体に応じた手順書について、県レベルで基本を作成し、各自治体がそれに準じて作成するよう指導・援助すること。
- ⑥ 電気事業者提供の「エネルギー、原発、放射能関係の副読本・教材」は撤収し、国会事故調報告をベースに、「小・中・高」生向け学校教育を改変すること。

9、女性の人権を尊重し、男女共同社会を推進するために

(1) 女性の人権尊重と男女平等の推進

- ① 憲法を大切にし、県男女共同参画推進条例、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法などに基づき、職場、地域、学校、家庭など、あらゆる分野で男女平等を推進すること。
- ② 男女共同参画推進条例については、よりジェンダー平等の視点に立った男女平等推進条例に改正すること。
- ③ 子どもの発達と心身にそくした男女平等教育を推進すること。
- ④ DVの実態を知らせ、相談所相談所の存在や活用方法を広く県民に知らせること。
- ⑤ 県管理職および県の各種審議機関委員の女性の比率を4割以上に引き上げること。

(2) 女性が自立して働ける愛知を

- ① 女性の正規雇用を促進するよう、産業界や教育界などに働きかけること。
- ② 男女雇用機会均等法に基づき、愛知労働局と連携し、女性への差別を是正するよう企業に働きかけること。
- ③ 女性が働き続けられるために、憲法、労働基準法、育児休業法などに基づき、産休、育休、介護休暇が完全取得できるよう、企業や学校対象の研修、講演の推進など、周知の取り組みを強めること。
- ④ 働く女性が妊娠、出産により不利益な扱いを受けないよう、企業に対し、研修、講演の推進など、周知の取り組みを強めること。

(3) 所得税法56条を廃止し、自営業、農業女性の労働を正當に評価するよう国に求めること。

10、文化、芸術、スポーツが光る愛知を

(1) 国の文化予算の増額を全国知事会に働きかけ、増額に尽くすこと。

(2) 県民のくらしを豊かにする文化、芸術活動、鑑賞の応援を

- ① 2013年3月策定の「文化芸術創造あいづくり推進方針」の地元文化団体への周知を図ること。地元文化団体等との懇談会を定期的に開催し、その要求を十分くみとった施策を行うこと。
- ② あいちトリエンナーレは現代美術が2回もメインテーマになっているが、もっとわかりやすい総合芸術を。地元芸術家作品も採り入れるなど、地元密着型を重視すること。開催にあたっては、従来から愛知県美術館などを利用している団体に対して、事前の懇談会を行い、理解を求めること。
- ③ 名古屋市内には「中ホール」が少なく、演劇や音楽公演や、その鑑賞活動の障害になっている。鶴舞の県勤労会館跡地にこれらの施設の建設を検討すること。鶴舞公園の中という恵まれた環境の中で、優れた芸術に触れる機会が増えることは、県民にとってきわめて大切なことである。
- ④ ウィンク愛知（名駅前）など、県の施設の利用料が、同規模の名古屋市の施設に比して高い

ので引き下げること。地元文化団体に利用料割引制度を運用すること。

- ⑤ 愛知県芸術劇場をセンターとして、ユニークな活動を展開している知立市、長久手町、岡崎市、豊橋市などの劇場とネットワークを築き、同一企画を巡演すると経済効果もあるので、検討すること。
- ⑥ 愛知県美術館は指定管理者の民間業者が運営しているが、管理者の都合だけを最優先した規則で縛っているとの批判がある。県民、利用者の立場に立った運営に改善すること。同美術館の利用料の大幅な減額をおこなうこと。
- ⑦ 県下には数多くの文学団体や同人誌が活動し、文芸雑誌を発行している。多くが郵送により、文学団体、愛好者、読者に文芸雑誌を届けているが、郵送料の大幅値上がりにより、活動の枠が狭まりつつある。この面での支援を県独自で行うとともに、国にも対応を働きかけること。

(2) 県民が多様なスポーツに参加できる環境を

- ① 2026年に愛知県・名古屋市での開催が決まったアジア大会は、スポーツを通じた国際平和、友好、親善の促進、県民生活に根差したスポーツの振興に役立つものにする。放漫な財政管理を排し、施設建設費や運営諸経費の徹底した節約を行うこと。施設建設は、過大になることを戒め、大会後の利用のあり方を見通した計画とすること。大会に便乗した無駄な大型公共事業は行わないこと。
- ② 体育館、グラウンド、サッカー場など、絶対的に不足している。県民がいつでも様々なスポーツができるようスポーツ施設の充実をはかること。なお、財源はサッカーくじに頼らないこと。
- ③ 小中高体育館の一般開放をさらにすすめること。
- ④ スポーツ施設の耐震対策推進と耐久性の整備をすすめること。
- ⑤ 国際大会やプロリーグ、実業団リーグなどの招致は盛んに行われているが、その分県民の行うスポーツ行事が制限されている。県民本位の施設利用を推進すること。
- ⑥ スポーツ部活動指導は、多くの教員にとって大きな負担になっている。教員の負担軽減のため、専門性を持った外部指導者を招くなどの予算措置を行うこと。スポーツ振興には指導者層の活動の保証も重要である。

1 1、中京大都市圏ではなく、市町村自治と住民生活を応援するために

(1) 市町村自治と住民自治生活の応援を

- ① マイナンバーの運用をこれ以上拡大しないこと。マイナンバー制度実施に伴う必要な予算・人員を確保し、マイナンバーについての相談窓口を開設すること。
- ② 道州制は、都道府県廃止によって浮いた財源で巨大インフラ整備等を狙う財界主導の「構造改革」である。県はその推進役ではなく、市町村や県民が求める地方自治の拡充に努めること。
- ③ 第6次行革大綱の実施にあたっては、大企業優先の行財政体制の確立をめざすやり方は改め、県民生活優先の仕事と組織の拡充をはかること。
- ④ 県の人口の1割、面積では3分の1も占める東三河広域連合について、単純な経費の縮減や効率化で各自治体の住民サービスの低下を招かないよう、関係市町村に働きかけること。

(2) 大企業本位の中京大都市圏ではなく、国の悪政から県民生活を守る愛知を

「世界と闘う」ための、大企業だけが潤う大都市圏づくりはやめること。行政が最優先すべきは、住民生活の向上という立場である。国の悪政から県民生活を守り、住みやすく働きやすく、子育てしやすい愛知づくりをすすめること。

(3) 財界の声ばかり聞く県政でなく、県民や市町村、県職員の声が生きる県政を

「主人公は県民である」という立場で、県民や、各市町村の意見や声を、県政運営に反映すること。県民や関係団体の意見を聞く機会や場を増やすこと。大企業には、社会的責任を果たさせるよう監視と指導を強めること。

(4) 県政運営は企画・計画段階から情報を公開し、県民の声の反映を

- ① 県政運営については、その企画・計画段階から情報を公開して、多くの県民・県職員の声
が反映できるようにすること。
- ② 各種審議会・委員会に公募による委員を含めて多くの県民の代表が入れるようにすると
ともに、女性委員の比率を4割以上にすること。
- ③ 教育委員会委員については、5人中2人を経済界人としているが、弁護士など法曹界・文
化界からの選任を行うこと。

(6) リニア頼みの「地方創生」ではなく、地域内の再投資力を高める計画に見直しを

- ① 自治体間に競争を強いるなど、地域間格差の拡大、地域の疲弊につながる「地方創生」に
反対すること。
- ② リニア頼みの「あいちビジョン2020」をベースにした「地方創生」ではなく、再生可
能エネルギーや中小企業振興条例の活用など、地域内の再投資力を高める計画に見直すこ
と。また、県として地域振興につながる市町村の「創生計画」には財源も含め応援するこ
と。
- ③ 地方の安定雇用創出、若者の結婚・出産・子育て支援など地域の課題解決に活かし得る財
源等は積極的に活用するとともに、地域を疲弊させかねない「集約化」は推進しないこと。

(7) 地方交付税制改悪に反対を

- ① 地方交付税制度の財源調整機能及び財源保障機能を堅持・充実させるため、交付税の総額
の増額を国に求めること。
- ② 人件費などのコスト削減を行った内容を地方交付税の単位費用の積算に反映させる「トッ
プランナー方式」には財源保障を切り下げるものとして反対すること。

12、政府へ戦争法廃止を求め、憲法9条が生きる平和な愛知を

(1) 憲法9条を基本に平和を守る県政を

- ① 憲法9条を基本にすえ、県民の財産である港湾や空港の平和利用を追求すること。県営名古屋空
港を県民のための空港として充実させること。港湾や空港への核兵器の持ち込みと米軍
使用は認めず、F35 戦闘機をはじめとする外国軍戦闘機の空港への飛来、外国軍艦や自衛艦
の入港をやめさせ、平和な空港・港にすること。四日市港管理組合は、2004年から米軍関係
艦船の入港に際しては核兵器搭載の有無を文書で外務省に照会することなどを織り込んだ

「米軍艦船入港対応マニュアル」を運用しているが、以後、米軍艦船の入港をさせていない。名古屋港もこれに学んだ対応をすること。

- ② 計画されている県営名古屋空港の見学者受け入れ拠点施設建設は、戦争を美化する零戦を展示の動きに強い批判がある。三菱重工など軍需産業、特定大企業の宣伝の場になる恐れがあり、県がつくる必要はない。建設は中止すること。
- ③ 政府に対し、憲法違反の「戦争法」廃止、「集団的自衛権」容認の閣議決定撤回を求めること。自衛隊の基地機能強化反対・基地撤去や、海外派兵中止を求めること。米軍等の空港の利用を認めず、軍用機の事故防止対策の強化を求めること。
- ④ 日本がかつておこなった侵略戦争や植民地支配を反省し、県としてもアジア諸国と良好な友好関係を確立すること。日本軍「慰安婦」問題、強制連行・強制労働問題解決のための立法化を国に強く働きかけること。
- ⑤ 愛知・名古屋 戦争に関する資料館で、被爆者団体が作成したパネルの展示の企画展や、県内の被爆者の被爆体験のビデオで上映を検討されたい。同資料館を通して、戦争体験の継承・戦跡の調査・戦争資料の収集などを行うようにすること。
- ⑥ 県として、核兵器のすみやかな廃絶と非核三原則の厳守、憲法擁護を含む新「核兵器廃絶平和都市宣言」を決議すること。核兵器廃絶と恒久平和の確立に寄与することを目指す非核平和事業を予算化すること。非核平和事業を、ビジョンや政策指針に盛り込むこと。
- ⑦ 小・中学校における平和読本の作成・活用をはじめとした学校平和教育を推進すること。職場体験、「総合学習」などによる小中高校における自衛隊職場体験や、自衛官の募集を中止すること。
- ⑧ 市町村に対して、自衛隊新入隊員激励会の奨励を行わないこと。

(2) 愛知を軍需産業の拠点にさせない

- ① 国に対して、防衛装備移転三原則の閣議決定の撤回と武器輸出三原則の復活・厳守を求めること。他国の軍隊の F35 の整備を、愛知県にある三菱重工が受け入れることを県として拒否すること。
- ② 県は「アジア№1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の指定を受けたが、三菱重工の軍用機の生産等に手を貸すことおそれが強まっている。軍事産業支援つながる施策はとりやめ、「特区」の成果の軍事転用禁止を明確にすること。航空宇宙産業は、徹底した平和産業として育成すること。

13、地域別要求

一宮市

- ① 公共交通への補助を。市は、現行のコミュニティバスを増やすことは困難との考え。交通不便地域に7月からコミュニティタクシーを試行運転開始している。
- ② 買い物弱者対策に補助を。八百屋やスーパーがなくなり、買い物不便を感じる高齢者等が増えている。地域で朝市を開催する自立的な取り組みもある。移動販売車の運行を求める声もある。
- ③ 道路標識の整備、県道の草刈りの改善を。
- ④ 保護者負担の学校給食費への補助を。市では、昨年4月から給食費が上げられ、1食あたり小学校250円、中学校285円となった。小、中学生の2人で月20回の場合、給食費は10,700円になる。

碧南市

- ① 鷺塚団地の下水処理施設の撤去をすること。
- ② 鷺塚団地のドア、階段の修繕をすすめること。
- ③ 衣浦海底トンネルの通行料を無料にすること。経済効果は大きい。
- ④ ビーチコート建設を押し付けないこと。
- ⑤ 県営油ヶ淵水辺公園の新道町側にサッカーグラウンド建設を。市と共に計画変更をして推進を。
- ⑥ 県営油ヶ淵水辺公園予定地のゲートボール場を存続し、市に運営利用申し込み手続きを受任すること。
- ⑦ 金山住宅にエレベーター設置をすること。
- ⑧ 高浜高校のプール改修を行うこと。2年間使えない状況がある。

大治町

- ① 県道名古屋津島線が、あま市七宝庁舎付近までしか完成していない。早期に津島市・西尾張中央道まで延伸を。(町側は、そうなれば、県道に名鉄バスが運行するよう要請すると言っている)
- ② 大字西條内、狐海道東交差点の東西の信号間隔が長すぎる。南北の横断者が待ちきれず危険である。もう少し短縮を。
- ③ 国民健康保険会計が、町から県に移行するにあたり、町に保険料徴収のしぼりが来る。人口5万人以下だと徴収率が高く設定されているが、大治町は人口が少なくても都市化が進んでおり、徴収率は他の市町村に比べて低い、無理な設定はやめること。
- ④ 日光川下流域下水道事業の、歳入、歳出の状況、財務状況、建設負担金と維持管理費負担金の使途について、町に明らかにすること。

大口町

- ① 巡回バスへの補助制度の確立をすること。「市町村振興事業補助金」は、なんにでも使える補助であり、巡回バスを支えるものではない。
- ② 看護専門学校に対する県負担金の増額をすること。基準が見直されないままになっている。